

国の「電気・ガス料金支援」による 電気料金値引きの算定方法

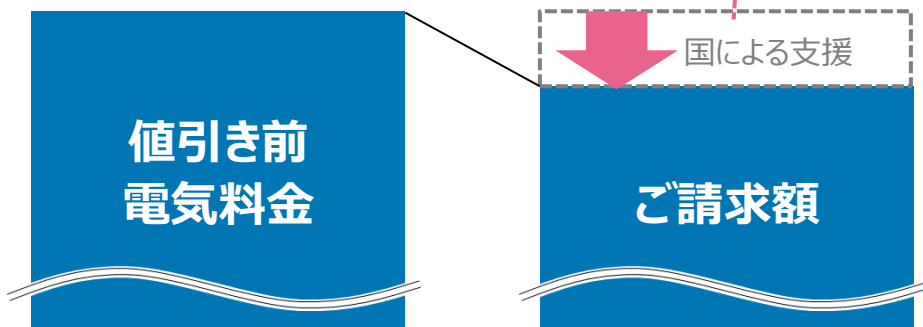
燃料費調整の対象となるプラン

国の「電気・ガス料金支援」にもとづき、お客さまのご負担軽減の措置（以下、「本措置」）として、電気料金ご請求時に、電気ご使用量1kWhあたり、次の単価の値引きを行います。

値引き単価（電気ご使用量1kWhあたり）

・2026年8月分	3.5円
・2026年9月分	4.5円
・2026年10月分	3.5円

毎月、1か月の電気ご使用量に応じて値引き



本措置による当社料金プランの値引き方法は、以下のとおりです。



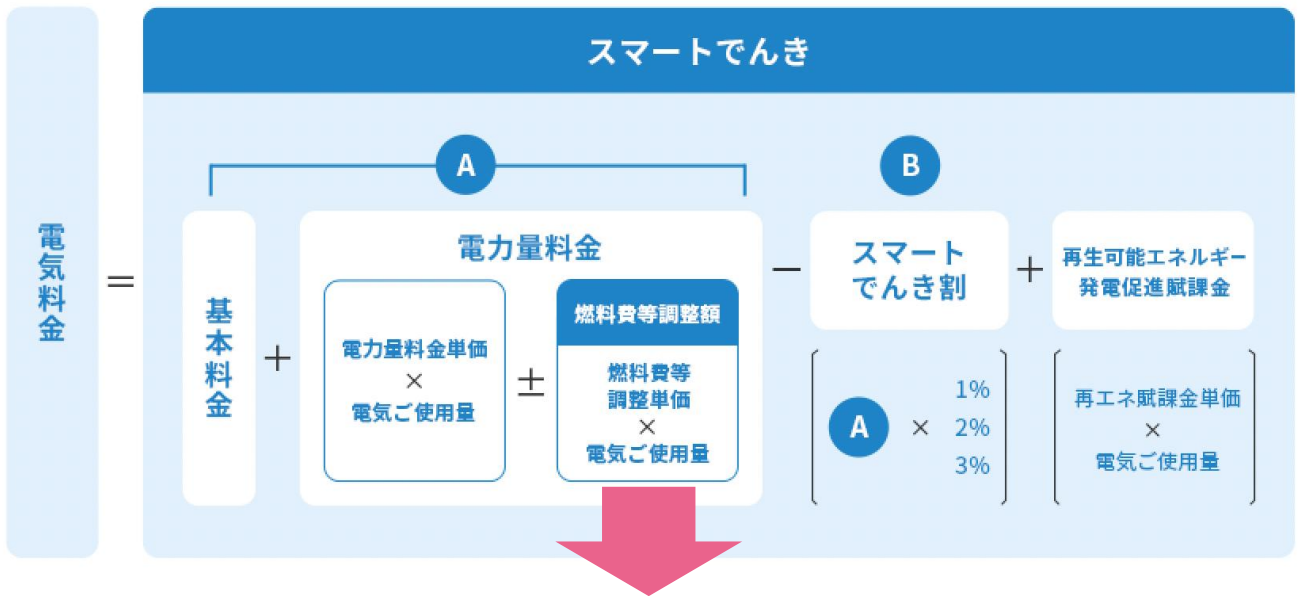
目次

- ▽ [値引きの算定方法](#)
- ▽ [燃料費等調整単価・値引き後の電気料金のご確認方法](#)
- ▽ [電気料金値引きの取扱い](#)

値引きの算定方法

- 毎月の電気料金の算定において、燃料費等調整額を値引きいたします。具体的には、燃料費等調整単価から値引き単価を差し引いた単価にもとづき、燃料費等調整額を算定のうえ、電気料金に反映するものです。

例) 「スマートでんき」における算定方法



通常の燃料費等調整額: 燃料費等調整単価 × 電気ご使用量 (kWh)

↓

本措置による燃料費等調整額: (燃料費等調整単価 - 値引き単価) × 電気ご使用量 (kWh)

本措置にもとづく燃料費等調整単価

- 本措置にもとづく燃料費等調整単価（1kWhあたりの値引き単価を差し引いた後の単価）については、当社ホームページに掲載の「燃料費等調整単価のお知らせ」よりご確認ください。

※本措置の対象期間となる月分に掲載いたします。

燃料費等調整単価のお知らせ（2026年x月分）

当社が提供する料金プラン^{※1}の料金に適用する燃料費等調整単価は、以下のとおりです。

〈燃料費等調整単価〉^{※2}

（単位：円/kWh）

2026年x月分				
	燃料費調整単価		離島ユニバーサルサービス調整単価（B）	燃料費等調整単価（A+B）
	平均燃料価格で算定した調整単価	適用調整単価 ^{※3} （A）		
東北電力エリア	▲x.xx	▲x.xx	▲x.xx	▲x.xx
北海道電力エリア	▲x.xx	▲x.xx	▲x.xx	▲x.xx

（参考）

- ・ 各平均燃料価格（算定期間：2026年x月～2026年x月）

平均原油価格	平均液化天然ガス価格	平均石炭価格
xx,xxx 円/kl	xx,xxx 円/t	xx,xxx 円/t

- ・ 前月分との比較

（単位：円/kWh）

	2026年x月分	2026年x月分	差
東北電力エリア	▲x.xx 円	▲x.xx 円	x.xx 円
北海道電力エリア	▲x.xx 円	▲x.xx 円	x.xx 円

※1 「スマートでんき」、「シンプルeでんき」、「シンプルでんきB（北海道）」、「シンプルでんきC（北海道）」、「シンプルでんきD（北海道）」をいいます。

※2 消費税等相当額を含みます。

※3 国の「電気・ガス料金支援」による軽減措置により、「平均燃料価格で算定した調整単価」から x.x 円/kWh を差し引いた単価を適用いたします。

【掲載ページ】 <https://www.tohoku-frontier.co.jp/plan/other/fuelcost/>

値引き後の電気料金のご確認方法

- 値引き後の電気料金はマイページよりご確認ください。（本措置の対象期間においては、ご請求金額には、値引きを反映した後の金額が掲載されます。）

国の負担軽減策による電気料金値引きの取扱い

この取扱いは、国の「電気・ガス料金支援」等にもとづく電気料金の支援措置により、東北電力フロンティア株式会社が行う電気料金値引きについて定めたものです。

1. 適用範囲

この取扱いは、当社の個別約款の適用を受けるお客さまに適用いたします。

2. 適用期間

次の期間といたします。

- (1) 2023年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日まで
- (2) 2024年8月の検針日から2024年11月の検針日の前日まで
- (3) 2025年1月の検針日から2025年4月の検針日の前日まで
- (4) 2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日まで
- (5) 2026年1月の検針日から2026年4月の検針日の前日まで

3. 燃料費調整単価

適用期間における燃料費調整単価は、個別約款によって算定された値から、次の値引き単価を差し引いた値といたします。

	値引き単価 (1kWhにつき)
2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日まで	7.00円
2023年9月の検針日から2024年5月の検針日の前日まで	3.50円
2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日まで	1.80円
2024年8月の検針日から2024年10月の検針日の前日まで	4.00円
2024年10月の検針日から2024年11月の検針日の前日まで	2.50円
2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日まで	2.50円
2025年3月の検針日から2025年4月の検針日の前日まで	1.30円
2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日まで	2.00円
2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日まで	2.40円
2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日まで	2.00円
2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日まで	4.50円
2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日まで	1.50円

国の負担軽減策による電気料金値引きの取扱い

	値引き単価 (1kWhにつき)
2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日まで	3.50円
2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日まで	4.50円
2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日まで	3.50円

4. その他

その他の事項については、基本約款および個別約款によるものといたします。

以上

国の「電気・ガス料金支援」による 電気料金値引きの算定方法

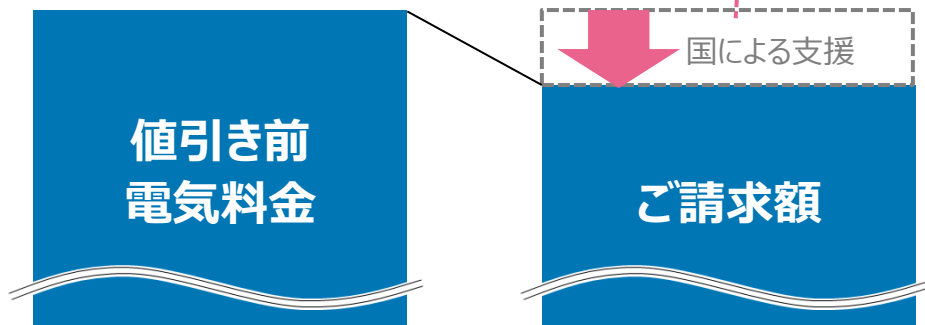
燃料費調整の対象とならないプラン

国の「電気・ガス料金支援」にもとづき、お客さまのご負担軽減の措置（以下、「本措置」）として、電気料金ご請求時に、電気ご使用量1kWhあたり、次の単価の値引きを行います。

値引き単価（電気ご使用量1kWhあたり）

・2026年8月分	3.5円
・2026年9月分	4.5円
・2026年10月分	3.5円

毎月、1か月の電気ご使用量に応じて値引き



本措置による当社プランの値引き方法は、以下のとおりです。



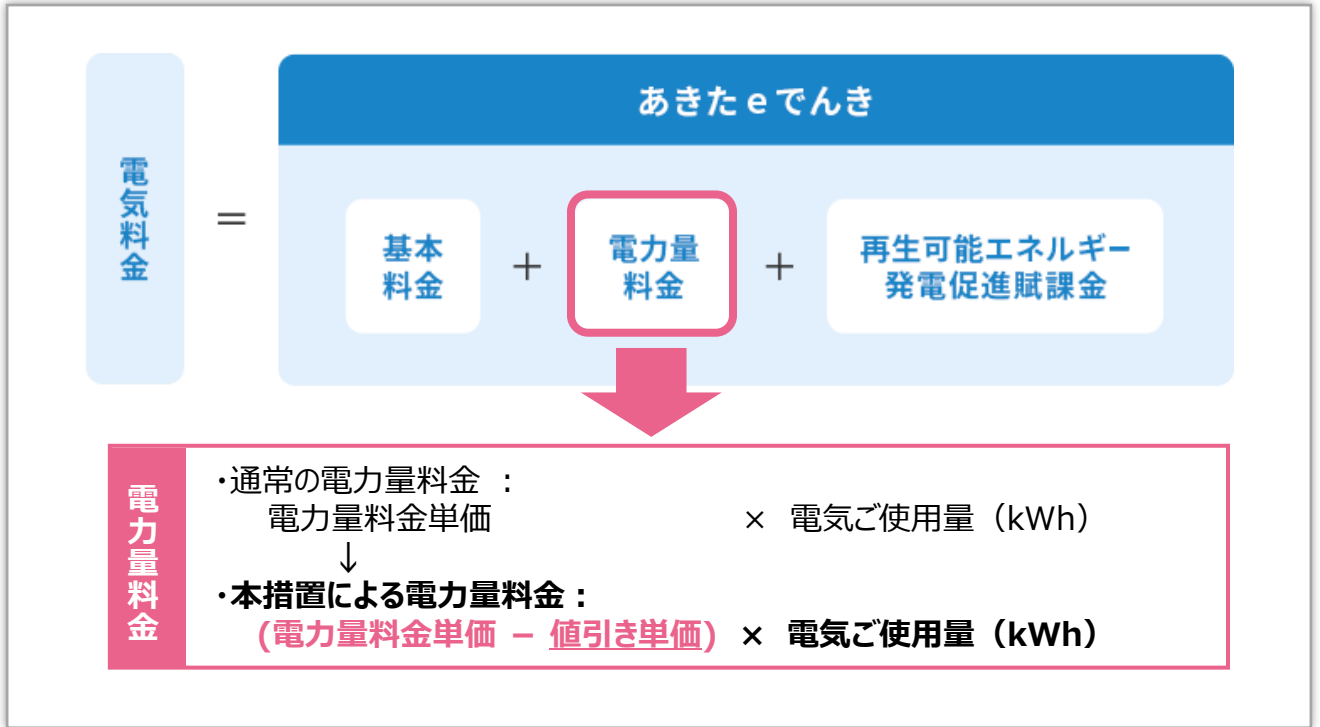
目次

- ▼ [値引きの算定方法](#)
- ▼ [値引き後の電気料金のご確認方法](#)
- ▼ [電気料金値引きの取扱い](#)

値引きの算定方法

- 毎月の電気料金の算定において、電力量料金を値引きいたします。具体的には、プランごとの電力量料金単価から値引き単価を差し引いた単価にもとづき算定いたします。

例) 水のチカラ～あきた e でんき～における算定方法



- 本措置による電力量料金の値引き単価は、以下のとおりです。

電力量料金の値引き単価

(電気ご使用量1kWhにつき)

2026年8月分	2026年9月分	2026年10月分
<u>3.50円</u>	<u>4.50円</u>	<u>3.50円</u>

※金額はいずれも税込み。

値引き後の電気料金のご確認方法

- 値引き後の電気料金はマイページよりご確認いただけます。(本措置の対象期間においては、ご請求金額には、値引きを反映した後の金額が掲載されます。)

国の負担軽減策による電気料金値引きの取扱い

この取扱いは、国の「電気・ガス料金支援」等にもとづく電気料金の支援措置により、東北電力フロンティア株式会社が行う電気料金値引きについて定めたものです。

1. 適用範囲

この取扱いは、当社の個別約款の適用を受けるお客さまに適用いたします。

2. 適用期間

次の期間といたします。

- (1) 2023年8月31日から2024年6月の検針日の前日まで
- (2) 2024年8月の検針日から2024年11月の検針日の前日まで
- (3) 2025年1月の検針日から2025年4月の検針日の前日まで
- (4) 2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日まで
- (5) 2026年1月の検針日から2026年4月の検針日の前日まで

3. 料金

2（適用期間）に定める適用期間における電力量料金は、個別約款によって電力量料金として算定された金額によらず、次のとおりといたします。

- (1) 2023年8月31日から2024年6月の検針日の前日まで

電力量料金単価は、次のとおりといたします。

- イ 2023年8月31日から2023年9月の検針日の前日まで

1キロワット時につき	29円46銭
------------	--------

- ロ 2023年9月の検針日から2024年4月の検針日の前日まで
(需給開始日が2024年4月1日以降となる場合を除きます。)

1キロワット時につき	32円96銭
------------	--------

- ハ 2024年4月の検針日から2024年5月の検針日の前日まで
(需給開始日が2024年4月1日以降となる場合、需給開始日から2024年4月検針日の前日までを含みます。)

1キロワット時につき	28円11銭
------------	--------

- ニ 2024年5月の検針日から2024年6月の検針日の前日まで

1キロワット時につき	29円81銭
------------	--------

(2) 2024年8月の検針日から2024年11月の検針日の前日まで

電力量料金単価は、次のとおりといたします。

イ 2024年8月の検針日から2024年10月の検針日の前日まで

1キロワット時につき	27円61銭
------------	--------

ロ 2024年10月の検針日から2024年11月の検針日の前日まで

1キロワット時につき	29円11銭
------------	--------

(3) 2025年1月の検針日から2026年10月の検針日の前日まで

電力量料金単価は、個別約款に定める値から、次の値引き単価を差し引いた値といたします。

	値引き単価 (1kWhにつき)
2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日まで	2.50円
2025年3月の検針日から2025年4月の検針日の前日まで	1.30円
2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日まで	2.00円
2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日まで	2.40円
2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日まで	2.00円
2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日まで	4.50円
2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日まで	1.50円
2026年7月の検針日から2026年8月の検針日の前日まで	3.50円
2026年8月の検針日から2026年9月の検針日の前日まで	4.50円
2026年9月の検針日から2026年10月の検針日の前日まで	3.50円

4. その他

その他の事項については、基本約款および個別約款によるものといたします。

以上